

令和8年度八尾市一般廃棄物最終処分場水質測定分析業務仕様書

本仕様書は、八尾市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する八尾市一般廃棄物最終処分場水質測定業務について適用するものとし、その要領は次のとおりとする。

その他、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分については、契約の範囲内で実施するものとする。

1. 業務場所

八尾市上尾町九丁目36番地 八尾市一般廃棄物最終処分場

2. 業務内容

八尾市一般廃棄物最終処分場の放流水及び浸出水処理施設内の水質状況を把握するため、放流水・地下水・浸出水の水質検査を実施する。

3. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 検査内容

(1) 地下水検査

一般廃棄物最終処分場敷地内の地下水観測井戸等を利用し、地下水質の状況を定期的に把握する。

① 測定箇所及び位置

測定箇所は、観測井戸2箇所（東、西）と地下水ポンプピット1箇所の3箇所。

② 試料の採取方法

試料の採取については、観測井戸及び地下水ポンプピットから試料採取器等を用いて採水する。

③ 測定方法

測定方法を別表に示す。

④ 測定項目及び測定頻度

ア、毎月1回測定

透視度、塩化物イオン、電気伝導率、色相、外観、臭気、水位。

イ、年1回測定（冬季）

アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、ダイオキシン類

(2) 放流水検査

処理設備より放流される、放流水の状況を定期的に把握する。

① 測定箇所

放流ピットから試料採取器等を用いて採水する。

② 測定方法

測定方法を別表に示す。

③ 測定項目及び測定頻度

ア、毎月1回測定

PH、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)
浮遊物質量(SS)、大腸菌数、総窒素(T-N)、総りん(T-P)、色相、外観、臭気
イ、年1回測定(冬季)

アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、砒素、全シアン、
P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、
1,4-ジオキサン、ふつ素、アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類及び動植物油脂類)、フェノール、銅、亜鉛、
溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、
ダイオキシン類

(3) 浸出水検査

処理設備に流入する原水、浸出水の状況を定期的に把握する。

① 測定箇所

浸出水ポンプピットから試料採取器等を用いて採水する。

② 測定方法

測定方法を別表に示す。

③ 測定項目及び測定頻度

年1回測定(冬季)

PH、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、
浮遊物質量(SS)、大腸菌数、総窒素(T-N)、総リン(T-P)、色相、外観、臭気
アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、砒素、全シアン、
P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、
1,4-ジオキサン、ほう素、ふつ素、
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類及び動植物油脂類)、フェノール、銅、亜鉛、
溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、
ダイオキシン類

5. 調査結果の報告

結果の報告については、測定実施後10日以内に報告書を2部提出すること。

6. その他

環境への配慮

本市は、環境配慮活動に取り組んでいることから、本仕様書に基づく作業については可能な限り環境負荷を低減させるよう配慮すること。

また、以下の事項についても可能な範囲で行うよう努めること。

- 報告書に使用する用紙は再生紙とし、両面印刷を行う等使用枚数の削減に努めること。
- 業務実施等に係る自動車の使用については、極力低公害車を使用すること。
- 当業務に伴って発生する廃棄物については、適正に処理するとともに可能な限り低減すること。

別表

分析方法及び定量下限値

(単位は mg/L)

項目	分析方法	定量下限値
PH	JIS K 0102-1 12 に定める方法	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102-1 18 に定める方法	0.5
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102-1 17.2 に定める方法	0.5
浮遊物質量 (SS)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法	1.0
大腸菌数	昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号別表 1 に規定する方法	1 (CFU/mL)
塩化物イオン	JIS K 0102-2 6.3 に定める方法	1.0
電気伝導率	JIS K 0102-1 13 に定める方法	0.1 (mS/m)
総窒素	JIS K 0102-2 17.3、17.4、17.5 に定める方法	0.04
総リン	JIS K 0102-2 18.4 に定める方法	0.003
色相	JIS K 0102-1 7 に準拠	
外観	JIS K 0102-1 7 に準拠	
臭気 (冷時臭)	JIS K 0102-1 11 に準拠	
カドミウム	JIS K 0102-3 14 に定める方法	0.003
全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2 又は 9.3.3 の蒸留操作及び 9.4、JIS K 0102-2 9.3.2 又は 9.3.3 の蒸留操作及び 9.5、JIS K 0102-2 9.3.2 又は 9.3.3 の蒸留操作及び 9.6 に定める方法、昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法	0.1
鉛	JIS K 0102-3 13 に定める方法	0.005
六価クロム	JIS K 0102-3 24.3 に定める方法	0.02
砒素	JIS K 0102-3 20 に定める方法	0.005
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法	0.0005
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法	0.0005
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法	0.0005
ジクロロメタン	JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002
四塩化炭素	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあっては JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006
トリクロロエチレン	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	JIS K 0125.5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002
ベンゼン	JIS K 0125.5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法	0.0006

項目	分析方法	定量下限値
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002
セレン	JIS K 0102-3 26に定める方法	0.002
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	0.005
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表1、2に掲げる方法	0.0002
有機りん化合物	JIS K 0102-4 7.2に定める方法	0.1
ほう素	JIS K 0102-3 5に定める方法	0.02
ふつ素	JIS K 0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4、5.2及び5.5に定める方法	0.08
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあってはJIS K 0102-2 15に定める方法 亜硝酸性窒素にあってはJIS K 0102-2 14に定める方法	0.04
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	JIS K 0102-2 13.2及び13.4、JIS K 0102-2 13.2及び13.6に定める方法、JIS K 0102-2 13.7に定める方法、JIS K 0102-2 15又はJIS K 0102-2 14に定める方法	0.04
n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)	JIS K 0102-1 22及び附属書D.2	0.5
n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	JIS K 0102-1 22及び附属書D.3	0.5
フェノール	JIS K 0102-4 5.2に定める方法	0.005
銅	JIS K 0102-3 11に定める方法	0.005
亜鉛	JIS K 0102-3 12に定める方法	0.001
溶解性鉄	JIS K 0102-3 16及び4.2.2に定める方法	0.08
溶解性マンガン	JIS K 0102-3 15及び4.2.2に定める方法	0.01
全クロム	JIS K 0102-3 24に定める方法	0.03

[ダイオキシン類に係る分析方法等]

- ・分析方法 : JIS K 0312に定める方法
- ・定量下限値 : 四～五塩化物 0.1pg/L
六～七塩化物 0.2pg/L
八塩化物 0.5pg/L